



熊本県公報

第 1 2 2 8 2 号
平成 26 年 1 月 17 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 軽油引取税の特約業者の指定…………… (税務課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 熊本県港湾管理条例別表に掲げる別に知事が定める額の改正…………… (港湾課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… (") 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (") 2
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 4
- 都市計画事業の事業計画の認可…………… (都市計画課) 4
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4
- 肥料登録事項の変更…………… (農業技術課) 4
- 建築士事務所監督処分…………… (建築課) 5
- 建築士事務所監督処分…………… (") 5
- 公共測量の実施…………… (監理課) 5
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更…………… (漁港漁場整備課) 6
- 第 1 4 4 回熊本県都市計画審議会の開催…………… (熊本県都市計画審議会) 6
- 平成 2 6 ・ 2 7 年度熊本県東警察署庁舎等清掃業務委託(一般競争入札の実施)…………… (熊本東警察署会計課) 7
- 熊本県土地利用審査会の開催…………… (熊本県土地利用審査会) 7

告 示

熊本県告示第 2 4 号

地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 1 4 4 条の 9 第 1 項の規定により、次のとおり軽油引取税の特約業者を指定した。

平成 2 6 年 1 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 名 称 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|-------------------|------------------|
| フルキ石油株式会社 | 阿蘇市一の宮町宮地 2 3 1 3 | 平成 2 6 年 1 月 1 日 |

熊本県告示第 2 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 6 年 1 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-------------|------------------------|---------|-------|
| | | | |

| | | | |
|----------------------------------|--|----------|---------------|
| | の氏名 | | |
| レガ－ミ 菊池郡大津町大津字鍛冶 の上1310番地2 | 一般社団法人真功会 菊池郡大津町大津155 3-3 鍋島 静也 | 就労継続支援A型 | 平成26年1 月1日 |

熊本県告示第26号

平成4年7月29日熊本県告示第543号（熊本県港湾管理条例別表に掲げる別に知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1項第1号中「35円70銭」を「36円72銭」に改め、同項第2号の表中

| | |
|---|---|
| A | 4 |
| B | 6 |
| A | 4 |
| B | 6 |
| A | 2 |
| B | 3 |

| | | | | |
|-----|---|---|------|---|
| 円 | 銭 | A | 円 | 銭 |
| 830 | | | 3570 | |
| 405 | | B | 5460 | |
| 830 | | A | 3570 | |
| 405 | | B | 5460 | |
| 835 | | A | 2520 | |
| 465 | | B | 3150 | |

| | | | | | |
|------|------|---|------|------|---|
| A | 円 | 銭 | A | 円 | 銭 |
| 4968 | | | 3672 | | |
| B | 6588 | | B | 5616 | |
| A | 4968 | | A | 3672 | |
| B | 6588 | | B | 5616 | |
| A | 2916 | | A | 2592 | |
| B | 3564 | | B | 3240 | |

を

に、

| |
|------|
| 4830 |
| 6405 |

を

| |
|------|
| 4968 |
| 6588 |

に、

「

| | | | |
|---|------|---|------|
| A | 3150 | A | 2835 |
| B | 3990 | B | 3570 |

| | | | |
|---|------|---|------|
| A | 3240 | A | 2916 |
| B | 4104 | B | 3672 |

に、

| |
|------|
| 2520 |
| 3045 |

を

| |
|------|
| 2592 |
| 3132 |

に

改める。

熊本県告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------------|-----------|
| きりん薬局岡原店 球磨郡あさぎり町岡原北960番地2 | 平成26年1月1日 |
| かな薬局 上益城郡益城町大字馬水804番3 | 平成26年1月1日 |

熊本県告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称及び所在地 | 指定更新年月日 |
|-------------------------------------|-----------|
| 医療法人社団邦和会辻胃腸科心療内科 人吉市駒井田町243番地1号 | 平成26年1月1日 |

熊本県告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項の規定により公示する。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| | | | |
|--------------------------------------|--|---------------|---------------|
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 指定年月日 |
| 指定相談支援事業所 風月 球磨郡錦町大字西231 1番地13 | NPO法人木もれ陽会 球磨郡錦町大字西231 1番地13 池田 真由美 | 地域移行支援、地域定着支援 | 平成26年2 月1日 |

熊本県告示第30号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公示する。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条第1項第2号に規定する家畜の雄
- 3 検査の日時及び場所

| 日 時 | 場 所 |
|---------------------|-----------------------------|
| 平成26年2月7日（金）午後1時30分 | 一般社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター（西原村） |

熊本県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年1月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備 考 |
|-------|-------|--|--------------|------|
| 一般県道 | 岩野黒木線 | 山鹿市鹿北町岩野字竹の谷 2484番1地先から 同所 2484番1地先まで | 48.0 | 災害防除 |

- 2 供用を開始する期日 平成26年1月17日

熊本県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年1月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前 後 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|-------|--------|--|--------|------------------|---------------|----------|
| 一般県道 | 二重峠菊池線 | 菊池市下河原字上鶴 662番8地先から 菊池市下河原字上鶴 658番2地先まで | 前 | 5.0 ～ 8.1 | 43.3 | 災害復 旧 |
| | | | 後 | 9.4 ～ 13.3 | | |

- 2 区域を変更する期日 平成26年1月17日

熊本県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年1月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|----|-------------------|--------------|----|
| 主要地方道 | 宇土甲佐線 | 上益城郡甲佐町津志田 2060番1地先から 同所 2119番1地先まで | 前 | 12.0 ～ 18.9 | 222.0 | |
| | | | 後 | 12.0 ～ 20.9 | 222.0 | |

2 区域を変更する期日 平成26年1月17日

熊本県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 (1) 熊本都市計画道路事業3・4・21号上熊本細工町線 (2) 熊本都市計画道路事業3・4・20号上熊本藤崎宮線
- 3 事業施行期間 平成26年1月17日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市西区上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目地内
使用の部分 熊本市西区上熊本二丁目地内

公 告

熊本県公告第19号

山鹿市に事務所を置く鹿央町土地改良区理事長福島光則から平成25年12月19日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年1月7日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字向原902番14、同902番15、同903番1、同903番2及び水路の一部
2, 297.50平方メートル(全体面積: 4, 978.40平方メートル)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地
千里殖産株式会社
菊池郡菊陽町大字原水2266番地1
河上 司

熊本県公告第21号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第16条第2項の規定に基づき公告する。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 登録番号 | 肥料の 種 類 | 肥料の 名 称 | 生産業者の氏名又は 名称及び住所 | 変更した事項 | 変更した年月 日 |
|----------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------|-----------------|
| 熊本県肥第 1422号 | 混合有機 質肥料 | NK-M X | 株式会社生科研 熊本県阿蘇郡西原村 | 生産業者の名称 (新) | 平成25年1 2月13日 |
| 熊本県肥第 1423号 | 混合有機 質肥料 | NK-M NP | 大字鳥子312番地 4 | 株式会社生科研 (旧) | |
| 熊本県肥第 1433号 | 混合有機 質肥料 | 混合有機 231号 | | エーザイ生科研株式会 社 | |
| 熊本県肥第 1453号 | 混合有機 質肥料 | 混合有機 T3号 | | | |

熊本県公告第22号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、建築士事務所の監督処分を次のとおり行った。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 監督処分をした年月日
平成26年1月8日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所の名称
大和設計株式会社
- 3 監督処分を受けた建築士事務所の所在地
熊本市中央区千葉城町3番15号
- 4 監督処分を受けた建築士事務所の開設者の氏名
大和設計株式会社 代表取締役 八木龍平
- 5 監督処分を受けた建築士事務所の級別
一級
- 6 監督処分を受けた建築士事務所の登録番号
熊本県知事登録第385号
- 7 監督処分の内容
戒告
- 8 監督処分の原因となった事実
大和設計株式会社の所属建築士である有江正知が、平成25年9月4日付けで、国土交通大臣から建築士法第10条第1項の規定により業務停止4月の処分を受けた。

熊本県公告第23号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、建築士事務所の監督処分を次のとおり行った。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 監督処分をした年月日
平成26年1月8日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所の名称
建築設計工房ニシムラ
- 3 監督処分を受けた建築士事務所の所在地
熊本市東区錦ヶ丘9-9
- 4 監督処分を受けた建築士事務所の開設者の氏名
西村 亮二
- 5 監督処分を受けた建築士事務所の級別
一級
- 6 監督処分を受けた建築士事務所の登録番号
熊本県知事登録第2569号
- 7 監督処分の内容
戒告
- 8 監督処分の原因となった事実
建築設計工房ニシムラの管理建築士である西村亮二が、平成25年9月4日付けで、国土交通大臣から建築士法第10条第1項の規定により業務停止3月の処分を受けた。

熊本県公告第24号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の

規定により荅北町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|------------|-----------------------------|-------|
| 公共測量（路面性状） | 平成25年7月1日から 平成26年1月31日まで | 荅北町全域 |

熊本県公告第25号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により塩屋地区特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案に意見のある者は、縦覧期間の満了の日までに、意見書を提出することができる。

平成26年1月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧期間
平成26年1月17日から平成26年2月5日まで
- 縦覧場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課、熊本市農水商工局水産振興センター及び熊本市西区役所農業振興課

登載依頼

熊本県都市計画審議会公告第1号

第144回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成26年1月17日

熊本県都市計画審議会
会長 両角光男

- 日時
平成26年1月31日（金）午後1時から
- 場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ3階 「たい樹」
- 議題
【審議】
 - 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件（廃プラスチック類及び木くず又はがれき類の破砕施設：合志市）
 - 水俣都市計画道路の変更の件（古城月ノ浦線他4路線：水俣市）
 - 西原準都市計画区域の指定の件
 - 西原準都市計画区域の指定に伴う用途地域の指定のない区域（白地地域）における建築物の形態規制の件【報告】
熊本都市計画区域マスタープランの改訂について
- 傍聴者の定員
20名
- 傍聴手続
 - 傍聴を希望される方には、審議会開会の1時間前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
 - (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
 - 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
 - 傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
 - 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
 - はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
 - 会場内での飲食はできません。

- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等はできません。
(5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
(6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。

7 非公開の案件

今回の審議会では、「3議題」のうち、【審議】(1)については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準ア又はイに該当し非公開となり傍聴はできません。

なお、公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準に該当する場合には、あらかじめ公開非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により、公開、非公開の別を決定することとしています。

8 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県都市計画審議会事務局(熊本県土木部道路都市局都市計画課)
電話番号: 096-333-2520

熊本東警察署告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年1月17日

熊本東警察署長 赤星 裕

1 競争入札に付する事項

平成26・27年度 熊本東警察署庁舎等清掃業務委託

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581(ダイヤルイン)

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成26年1月28日(火)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月4日から平成27年1月31日(閉庁日を除く。)までに行う。

熊本県土地利用審査会公告第1号

熊本県土地利用審査会の会議を次のとおり開催する。

平成26年1月17日

熊本県土地利用審査会

1 開催日時

平成26年1月22日(水) 午前10時から午前11時(予定)まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 議事

(1) 会長選出等

(2) その他

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県土地利用審査会事務局

(熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課地域づくり県央推進・調整班)

電話096-333-2181